

## 補助金申請 事前チェック表

チェック内容	チェック欄
スポーツ大会・合宿（以下「大会・合宿」という）を開催する実行委員会等の団体または大会・合宿に参加する団体によって施設を予約している。	<input type="checkbox"/>
大会・合宿を開催する市内施設（津山市スポーツ大会・合宿誘致事業補助金交付要綱別表第2参照）の予約は、利用時間を3時間以上とし、また2日間以上連続している。	<input type="checkbox"/>
補助金交付申請者は、開催団体の代表若しくは同等の立場の人（会長、監督、部長、顧問、教諭、クラブマネージャー等）である。（スタッフ、主務、事務員等は対象外。）	<input type="checkbox"/>
<p>必要書類が揃っている。①交付申請書、②大会趣意書・開催要項・スケジュール表、③宿泊計画書、④収支予算書、⑤暴力団排除の誓約書、⑥債権者登録書（口座登録）、⑦誓約書</p> <p>※⑥債権者登録書について、補助金は団体への交付となるため、開催団体の口座の登録が必要となります。<u>団体の口座がない場合に限り</u>個人口座を登録することが可能です。その場合、個人口座用の債権者登録書及び団体から個人への委任状が必要となります。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>各書類の記載内容のうち団体名、住所、役職名、氏名は同じになっている。また、暴力団排除の誓約書、債権者登録書、誓約書の押印は同じ印鑑となっている。（シャチハタは認められません。）</p> <p>※押印について、開催団体が法人に所属する1つの団体（チーム等）である場合は、法人としての代表者印を省略し、団体の代表者等の個人印を認めます。</p>	<input type="checkbox"/>
当該大会・合宿に係る宿泊人数は、他の大会や合宿と重複して申請していない。	<input type="checkbox"/>

（その他の注意事項）

- ・この補助金制度は各会計年度（4月1日～翌3月31日）ごとの制度になりますので、大会・合宿の開催期間及び宿泊期間が、会計年度を越えた場合についてはお問い合わせください。
- ・補助金の交付は、大会・合宿を開催する実行委員会その他の団体（開催団体）への一括交付となります。大会・合宿に参加する個々の参加者（団体）ごとへの交付ではありませんのでご注意ください。